

クラウド型サービス 違法は本当か？ －「クラウド」と「知的財産権」

- 主催：クラウドビジネス推進研究会
- 担当部署：インダストリ・システム部
- 参加者数：約80名

概要

JEITA情報・産業社会システム部会では、有識者との意見交換や講演会の開催を通じて、クラウドコンピューティングの正確な実態認識を共有するため、平成24年度より「クラウドビジネス推進研究会」を新規に設置いたしました。

今回は、クラウドビジネス推進研究会主催講演会の第2弾として、骨董通り法律事務所弁護士 福井健策氏をお招きし、企業が今後クラウドサービスを展開するにあたり、留意すべき法令上の問題点や解決策等についてお話しを頂きました。

主な内容は下記の通りです。

- ・コンテンツ産業は、長期縮小傾向にあるが、反対に伸び続けているのは、クラウド上に無料で流通するコンテンツである。総務省によると、インターネット上の流通情報量は10年間で530倍に増えたと試算されている。

- ・クラウド上で行われる各種のサービス（ストレージサービス／番組録画／投稿配信）と著作権者との対立は随所で見られるが、当面は権利者と既存サービス・新サービスの間で提携と訴訟が並行していくものと考えられる。

- ・コンテンツの流通を促進しつつ、コンテンツホルダー側に著作権料が支払われることが望ましく、その仕組みも進みつつある。

- ・TPP（“ACTA-plus”）については、日本の著作権への影響も大きく、例えば、著作権保護期間の大幅延長、著作権・商標権侵害の非親告罪化、法定損害賠償金の導入等の制度が適用される可能性がある。

プログラム

○クラウド型サービス 違法は本当か？－「クラウド」と「知的財産権」

講師：福井健策 氏（骨董通り法律事務所 弁護士、ニューヨーク州弁護士）

